

浦安市墓地公園 通常墓所（3.0㎡区画）及び小型墓所（1.5㎡区画）

使用期間更新に関するご案内について

日頃より、本市の墓地公園の運営にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

浦安市墓地公園墓所は、平成4年7月より供用が開始され、現在使用中の皆様におかれましては、令和4年7月以降、順次当初の使用期間30年の満了を迎えることになります。

つきましては、墓所の更新年数や更新に係る使用料など使用期間の更新に関する内容や墓所の返還（使用区画の原状復旧）希望者に対して、来年度から新たに導入する支援事業の内容、そして、今後の墓所の更新・返還に係る本手続の日程について、ご案内いたします。

1 墓所の使用期間更新に関する内容（対象者：墓所の更新希望者）

①更新年数

使用期間満了後、10年、30年のいずれかを選んで使用期間を延長することができます。

②更新に係る使用料

墓所区分	更新年数	使用料（更新） ～市内者料金（*）～	使用料（更新） ～市外者料金（*）～
通常墓所	30年	180,000円	270,000円
*3.0㎡区画	10年	60,000円	90,000円
小型墓所	30年	90,000円	135,000円
*1.5㎡区画	10年	30,000円	45,000円

*使用期間満了を迎える年度の前年度の1月1日時点で、墓所使用者が、浦安市に在住の場合は市内者料金を、浦安市外に在住の場合は市外者料金を適用します。

③使用料の支払時期

墓所の使用期間の満了（※）を迎える年度の前年度 1月中旬 に、該当する墓所使用者を対象に、更新・返還の意向を確認する書類（本手続書類）を送付します。その際、使用料納付書（10年更新用、30年更新用、計2点）を併せて同封しますので、引き続き墓所を使用される方は、希望する更新年数を決めていただいた上で、納期限（2月中旬）までに、市指定金融機関にて当該使用料をお支払いください。

※令和4年度中（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に使用期間の満了を迎える使用者は、令和4年1月中旬に送付しますので、忘れずにお手続きください。

※現在使用中の墓所の使用期間については、当初、墓所の使用を許可した際に交付した「浦安市墓地公園墓所の使用許可証（A4サイズの黄色の厚紙）」の表中、“使用許可期間”から確認できます。

※毎年使用者の皆様へ納付いただいております墓所管理料は、例年通り、5月中旬頃に郵送いたします。

④墓所に埋蔵しているご遺骨の一部合祀を希望される方へ（新たに導入する支援事業のご案内）

現在使用中の墓所を引き続き使用する使用者で、納骨室（カロート）の空きの確保を希望する方については、令和4年度から市で導入する支援事業（合祀室改葬等許可制度〈仮称〉）として、以下の使用料で合葬式墓地（合祀室）への改葬を許可します。申請受付開始は、令和4年4月1日以降を予定しています。

手続き等の詳しい内容は、令和4年4月1日以降の広報うらやすに掲載（市HPからも閲覧可）する予定ですので、ご確認ください。

施設名	合祀に係る使用料		埋蔵方法
合葬式墓地 （合祀室）	35,000円	（1体につき）	お預かりしたご遺骨は、速やかに合祀室に埋蔵します。

2 墓所を返還する使用者に対する支援事業（対象者：墓所の返還希望者）

○市では、墓所の使用期間満了前、または使用期間の満了を機に、使用区画の返還を希望される方を対象に、墓じまいの負担軽減を図る以下の2制度を令和4年度から導入する予定です。

①合祀室改葬等許可制度（仮称）

制度の内容	(1)	使用中の墓所に埋蔵しているご遺骨の改葬先として合葬式墓地（合祀室）を使用することができます。 <u>合葬式墓地（合祀室）使用料の負担なく、ご遺骨を改葬できるよう現在検討中です。</u>
	(2)	墓所の使用者やその配偶者が亡くなった場合に入るお墓として合葬式墓地（合祀室）を生前予約することができます。 <u>希望者については、生前予約1人につき、合葬式墓地（合祀室）使用料：35,000円をご負担いただきます。</u>
受付の開始時期	令和4年4月1日から本制度の受付開始を予定しています。 <u>手続き等の詳しい内容は、令和4年4月1日以降の広報うらやすに掲載（市HPからも閲覧可）する予定ですので、ご確認ください。</u>	

②墓石撤去費等助成制度（仮称）

制度の内容	返還する墓所の墓石撤去費等、返還区画の原状復旧に要した費用について、返還後に市から助成金を交付します。
受付の開始時期	令和4年4月1日から本制度の受付開始を予定しています。 <u>助成金の限度額や申請手続き等の詳しい内容は、令和4年4月1日以降の広報うらやすに掲載（市HPからも閲覧可）する予定ですので、ご確認ください。</u>

3 今後の更新・返還に係る本手続の日程について（対象者：全墓所使用者）

①墓所の更新・返還の意向を確認する書類（以下、本手続書類）の送付時期

使用期間満了を迎える年度の前年度の1月中旬に、該当する墓所使用者を対象に、本手続書類を送付いたします。

※令和4年1月中旬に、令和4年度中（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に使用期間満了を迎える墓所使用者に対し、本手続書類を送付いたします。

②本手続の流れについて（予定）

(1) 市から本手続書類を墓所使用者に送付

- 送付対象者：翌年度中に使用期間が満了する墓所使用者
- 送付の時期：**1月中旬**
- 主な送付書類：更新・返還の意向確認書
使用期間更新承認申請書
使用料納付書（10年更新用、30年更新用で納付書2枚を送付）
返還届

(2) 本手続の案内書の手順に従い、必要書類を市に返送

- 返送の期限：**2月中旬締切**
- 主な返送書類：更新・返還の意向確認書
使用期間更新承認申請書 **※使用期間を更新する場合に提出**
※印字されている住所や本籍地等に変更がある場合は、転居先の住民票や転籍先の戸籍謄本を添付いただきます。
使用料納付書（領収書） **※使用期間を更新する場合に提出**
※10年更新、30年更新いずれかの納付書でお支払いいただきます。
墓所の使用許可証 **※使用期間を更新する場合に提出**
返還届 **※使用期間を更新せず、返還する場合に提出**

(3) 市から本手続の決定通知文書等を墓所使用者に送付

- 送付の時期：**3月中旬**
- 主な送付書類：使用期間更新承認・不承認決定通知書 **※使用期間を更新する者に送付**
墓所の使用許可証（更新期間を反映） **※使用期間を更新する者に送付**
更新しない旨の受付書 **※使用期間を更新せず、返還する者に送付**
支援事業（本書P2参照、令和4年度受付開始）申請方法等案内文
※合祀室改葬等許可制度、墓碑撤去費等助成制度の申請方法などを記載

* 問い合わせ先 *

担 当 課	千葉県浦安市 環境衛生課 墓地公園係
住 所	〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 浦安市役所 環境衛生課 墓地公園係
電 話 番 号	047-712-6526 (ダイヤルイン) 047-351-1111 (内線 17308)
メールアドレス	eisei@city.urayasu.lg.jp